

官庁営繕部評価手法研究委員会 議事概要

令和2年2月25日15時00分～16時30分
中央合同庁舎第2号館13階官庁営繕部会議室

1. 委員長の選出

委員の互選により、清家委員を委員長に選出した。

2. 官庁営繕事業に係る事業評価手法の改定

事務局より資料1、2、3-1及び3-2を用いて、手法の改定案について説明を行い、委員から以下の発言があった。

(1) 事業計画の効果（施策に基づく付加機能）の評価手法について

事業計画の効果（施策に基づく付加機能）を評価するにあたり、主な計画内容の確認を行うことは、評価の精度の向上につながると考えられるので、改定案で了とする。

(2) 別表4「確保する性能の水準」について（新規事業採択時評価）

環境保全性では、建築物のエネルギー消費性能に関する水準しか書かれていないが、官庁施設の環境保全性基準は、建築環境総合性能についても規定されている。建築環境総合性能に係る水準を書く必要はないのか。

→（事務局回答）建築環境総合性能に係る水準は、建築物のエネルギー消費性能に関する水準と同様に、特定事務庁舎を新築する場合かどうかにより決まるため、両方の水準として読める記述にする。

(3) 別表4「主な計画内容の例」について（新規事業採択時評価）

- ・環境保全性等で、定量的な指標を用いて計画内容を示すことは、評価の精度の向上につながると考えられるので、改定案で了とする。

- ・例えば、BEIの0.9以下、構造体の1.25倍相当は、官庁施設の規模等によっては、官庁営繕の基準で定められた水準である。基準より高い性能とする場合に、評価するべきではないか。

→（事務局回答）官庁営繕の基準として規定している性能についても、一般の建築物に比して割増される性能については、施策に基づく付加機能として評価することとした。一方で、コストをかければより高い性能の施設を整備することは可能ではあるものの、事業評価は当該事業の予算化の方針を決定するために行うのものであり、官庁施設として過剰、過大となる性能を評価することは難しいと考える。

(4) 景観性、耐用性及び保全性の評価項目について（完了後の事後評価）

新規事業採択時評価で示された計画内容が、適切に発現しているかどうか完了後の事後評価で確認するという制度設計のなかで、景観性、耐用性及び保全性の評価項目については、新規事業採択時評価では示されず、別紙2-2に基づき、完了後の事後評価でのみ評価されていた。改定案では、完了後の事後評価手法本文に、明文化、規定されたので、了とする。

以上